

## 第3章

# 高齢者福祉施策の推進

第1節 基本目標1 生きがいつくりと社会参加の促進

第2節 基本目標2 安心して暮らせる環境整備

第3節 基本目標3 介護予防と生活支援サービスの充実

第4節 基本目標4 介護保険事業の円滑な運営



## 第1節

## 基本目標1 生きがいづくりと社会参加の促進

## 基本施策 その1 生きがいづくりの推進

健康でいきいきと生活をしていくためには、高齢者それぞれが自分らしく生きがいを持って生活を送ることが大切です。学びの場への参加や地域を支えることの実践などによる生きがいづくりを推進します。

## (1) 生涯学習の支援

現 状	心ゆたかな人をはぐくむ生涯学習のまちづくりの主体的な担い手となっていただくため、いつでも、どこでも、誰でも学び学習できるように生涯学習の推進を図っています。また、文化振興事業団や市民団体とともに文化芸術活動を通じたゆとりやうおいのある生活を支援しています。
課 題	「須坂文化」を創造し心ゆたかな人をはぐくむ生涯学習のまちづくりの主体的な担い手となっていただくために、学習や活動の場の周知が必要です。
方向性	必要な情報提供を行い、生涯学習の推進を図ります。

## (2) 高齢者訪問事業・金婚寿詞贈呈

現 状	長寿をお祝いして、高齢者訪問は88歳・100歳・男女最高齢者を対象に実施し、金婚対象者にも祝状（寿詞）と記念品を配付しています。
課 題	高齢者の増加に伴い、実施内容について検討の必要があります。
方向性	実施内容について、関係団体と検討を行い実施します。

## (3) 助け合い起こし関連事業

現 状	地域住民の参加と関係団体との連携により行われている、地域の実情に応じた創意と工夫によるふれあいサロン、高齢者昼食会、ボランティア活動等の支援を行っています。
課 題	サービスを提供する協力者の拡大が必要です。
方向性	関係団体と連携し、サービス提供体制の充実を図ります。

## (4) シニア大学の参加支援

現 状	高齢者が仲間づくりの輪を広げながら新しい知識を身につけ、充実した生活を送るとともに、豊かな経験や知識を積極的に地域社会に役立てていただくよう参加の支援を行っています。
課 題	積極的な参加への支援が必要です。
方向性	広報等を活用し参加について支援します。

## (5) 老人福祉センター運営事業

現 状	60歳以上の方が、生活・健康相談、教養の向上、レクリエーションなど楽しいひと時を過ごしていただく場として、くつろぎ荘、永楽荘の運営と助成を行っています。
課 題	施設の老朽化の対応と利用者数の拡大が必要です。
方向性	永楽荘の運営について関係機関と検討していきます。

### 第3章 高齢者福祉施策の推進

#### (6) ゲートボール場運営事業

現 状	高齢者の交流を促進し、健康の保持増進を図るため運営しています。
課 題	利用者数の拡大が必要です。
方向性	関係機関と連携し利用者の拡大を図ります。

#### (7) 生きがい活動支援通所事業

現 状	旭ヶ丘ふれあいプラザとくつろぎ荘で、生活指導、日常動作訓練、健康チェック、健康相談、趣味活動等を行っています。
課 題	総合事業の導入に伴い、事業の見直しが必要です。
方向性	総合事業の体制整備に合わせて、事業内容を見直します。

#### (8) 「すざかマイ・ノート」普及事業（ハッピーエンド計画）

現 状	高齢者が自分の人生を振り返り、これからの人生を見つめるきっかけとするために、エンディングノート「すざかマイ・ノート」を作成し、活用講座を開催しています。
課 題	「すざかマイ・ノート」について、さらに周知が必要です。
方向性	広報の活用や介護予防教室等により周知を図ります。

### 基本施策 その2 社会参加の促進

高齢者が人生の経験の中で培ってきた経験や技術をもとに就業や地域活動等をとおしての社会参加の機会を増やし、地域を支えていくことができるように支援します。

#### (1) 須高広域シルバー人材センターの支援

現 状	高齢者の希望に応じて、その経験と能力を活かした就業機会を提供し、生きがいづくりと社会参加を図っているシルバー人材センターの運営を支援しています。
課 題	会員数と事業の拡大が必要です。
方向性	高齢者が地域を支える担い手となるよう継続支援します。

#### (2) 老人クラブ活動の支援

現 状	高齢者の生きがいと健康づくりのための社会活動を行う老人クラブの活動を支援しています。
課 題	老人クラブの継続が課題です。
方向性	老人クラブの活動を継続支援します。

#### (3) 地域活動への参加支援

現 状	高齢者の交流の場や自主サークル等への参加を支援しています。
課 題	参加者の拡大が必要です。
方向性	須坂市社会福祉協議会等関係機関、市民団体との連携を強め、地域活動への参加者の拡大を進めます。

## 第2節

## 基本目標2 安心して暮らせる環境整備

## 基本施策 その1 高齢者の住まいの整備

住宅は市民生活の重要な基盤であり、高齢者が長年住み慣れた地域の中で家族とゆとりある住生活を実現できるよう、住宅・住環境の整備を行うことが重要です。また、建築物、道路、交通等における物理的な障害の除去など、生活環境面の改善は高齢者のみならず障がい者、病弱者、子どもといった身体的に弱い立場にある市民の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件であり、一層の改善を図ることが必要です。

## (1) 居住環境の整備

現 状	住宅改良促進事業により、住宅改修費の支給を通じて居室、トイレ、浴室、階段等の整備について助成を行っています。
課 題	高齢者が住み慣れた環境で安心して日常生活を営むために、整備支援が必要です。
方向性	引き続き整備の助成と相談支援を行います。

## (2) 公共施設のバリアフリー化

現 状	高齢者、障がい者に配慮したまちづくり推進のため、公共施設の整備にはバリアフリー化を実施し、人にやさしい建築物整備促進により病院、老人ホーム、商店等のバリアフリー化に向けた環境整備に取り組んでいます。
課 題	年齢や障がいの有無等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい福祉のまちづくりを計画的、総合的にさらに推進する必要があります。
方向性	関係機関と連携し環境整備に取り組みます。

## (3) 高齢者住宅の充実

現 状	市営住宅等の建替え・改修に際しては、高齢者が住みやすく、使いやすいことを前提とした高齢者向け住宅の整備を推進しています。
課 題	高齢者が住み慣れた環境で安心して日常生活を営むために、サービス付き高齢者向け住宅等の整備について検討が必要です。
方向性	既存の高齢者住宅の運営管理と必要な施設の整備を引き続き検討します。

## 基本施策 その2 医療と介護の連携

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

## (1) 医療と介護の連携

現 状	地域の医療機関や介護保険事業所等との連携を進めています。
課 題	多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、須高地域医療福祉推進協議会や地域ケア会議により、医師会・地域の関係機関等の連携体制の構築を図ることが必要です。
方向性	地域包括ケアシステムの構築に併せて、地域の関係機関との連携体制の構築を図ります。

### 第3章 高齢者福祉施策の推進

#### 基本施策 その3 認知症対策の推進

認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症についての正しい知識の普及や相談体制の充実による支援を行います。

##### (1) 認知症の相談・支援

現 状	地域包括支援センターや在宅介護支援センター等のブランチ業務委託先での相談に加え、須高医師会の協力のもと、もの忘れ相談を実施しています。
課 題	地域包括支援センターを中心に、医療機関（主治医・専門医）と支援機関が連携でき、切れ目のない支援体制の構築が必要です。
方向性	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を置き、相談支援の充実と支援体制の構築を推進します。

##### (2) 徘徊高齢者の支援

現 状	徘徊による事故等の発生の可能性もあることから、GPS（人工衛星による位置情報システム）と携帯電話の電波を併用した高精度の位置情報検索システムに加入する場合、初期費用及び検索費用に対する補助を行っています。 認知症高齢者が行方不明になった時に、警察が中心となり防犯協会に加入している団体や、市の防災メールを活用し発見保護するしくみになっています。
課 題	徘徊高齢者家族支援助成事業について周知が必要です。 徘徊高齢者を見守るネットワークを構築することが必要です。
方向性	広報等を活用し助成事業の周知を図ります。 徘徊高齢者を見守るネットワークの構築を進めます。

##### (3) 認知症高齢者の家族のつどい

現 状	認知症高齢者を介護している介護者を対象にして、家族のつどいを年4回開催しています。
課 題	周知方法の検討と新規参加者の拡大が必要です。
方向性	内容を充実し、継続実施します。

##### (4) 認知症サポーター養成講座

現 状	認知症に関する正しい知識を学び、適切な対応ができることを目的に、認知症高齢者や家族を見守り支援する認知症サポーターを養成しています。目標の5,000人に達しています。
課 題	基本的な講座に加え、実践的なステップアップ講座も必要です。 講座の講師役の認知症キャラバンメイトの活躍の場の提供とフォローアップ講座、新たなキャラバンメイトの養成も必要です。
方向性	認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成の充実を図るとともにそれぞれの活躍の場の提供に努めます。

## (5) 市民団体への支援

現 状	まゆの会が年8回開催する「認知症の人と家族の会」を支援しています。
課 題	市民団体の活動の周知と、新規参加者の拡大が必要です。
方向性	認知症の人や家族、支援する人達が参加して、情報交換等を行う場（オレンジカフェ等）の設置をまゆの会や関係機関等と連携し進めます。

## 基本施策 その4 介護家族の支援

在宅で介護をされているご家族に対して、交流を図る場や介護方法などの知識・技術の習得の場となる教室の開催などによる支援を行います。

## (1) 家族介護支援事業（宅老所緊急宿泊等支援事業）

現 状	介護者が急病等緊急な事由により介護ができない場合に、宅老所の宿泊に要した費用の一部を補助しています。
課 題	事業内容の周知が必要です。
方向性	広報等により事業周知を図り継続実施します。

## (2) 家族介護教室

現 状	介護方法や各種保健福祉サービス等について知識・技術の習得の場や介護者が交流を図る場として教室を開催しています。
課 題	介護者ニーズの把握と事業の周知が必要です。
方向性	介護者のニーズに合った教室を開催し、効果的な周知ができるよう検討し、継続実施します。

## (3) 家族介護者交流事業

現 状	おおむね65歳以上の寝たきり及び認知症のある高齢者並びに重度の心身障がい者を在宅で介護している家族に対して、介護から一時的に離れ、相互交流を行うことにより元気回復を図るため、交流会・介護方法に関する相談等を実施しています。
課 題	参加者数の拡大が必要です。
方向性	事業の周知を図り継続実施します。

## (4) 在宅福祉介護者慰労金支給事業

現 状	寝たきりの高齢者等を家庭において介護している方に対して、慰労金を支給しています。
課 題	事業内容の検討が必要です。
方向性	事業内容の検討を行い実施します。

### 第3章 高齢者福祉施策の推進

#### 基本施策 その5 地域包括支援センター機能の充実

高齢者になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域包括支援センター運営協議会での協議を経て、高齢者の生活を総合的に支援する拠点として充実を図ります。

##### (1) 総合相談事業

現 状	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行なっています。 また、身近な所で相談支援が受けられるように、相談・訪問等について在宅介護支援センター等3事業所にランチ業務（相談窓口業務）を委託しています。地域包括支援センターとランチ業務委託先との連携を図るために地域包括支援センター業務連絡会を月1回開催しています。
課 題	高齢者の増加に対応するため、相談体制の充実が望まれます。
方向性	相談体制を充実にし、継続実施します。

##### (2) 地域ケア会議

現 状	高齢者の多様なニーズに見合う保健・医療・福祉・介護のサービスを調整し、介護予防・生活支援の観点から効果的なサービスを総合的に推進するための会議を開催しています。
課 題	ケースごとの個別会議を積み重ね、地域課題の把握から、地域づくり施策形成につなげていくことが重要です。
方向性	地域ケア会議が介護保険法で制度的に位置づけられました。地域課題の把握と、課題解決のための施策を推進できるよう充実にし継続実施します。

##### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

現 状	ケアマネジャーの日常的個別指導や相談、支援困難事例の指導・助言を行ったり、ケアマネジャーのネットワークづくりを行なっています。専門職としての質の向上を図るための会議を定期的で開催しています。また、主治医との連携等関係機関との協働を図っています。
課 題	地域包括支援センターと関係機関が協働して、地域課題を分析し、高齢者の支援を進める必要があります。
方向性	地域課題を把握し、充実にし継続実施します。

##### (4) 介護予防ケアマネジメント事業

現 状	要支援1・2と認定された方を対象に、要支援状態の改善や要介護状態にならないための介護予防プランを作成しています。
課 題	平成28年度からの総合事業を実施するにあたり、対象者によりケアマネジメント方法が異なるため、国のガイドラインを参考にしながら、市の実施要領の作成が必要となります。
方向性	平成27年度に実施要領を作成し、平成28年度から実施します。

## 基本施策 その6 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の人権擁護に関する啓発に努めると共に、高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための関係機関との連携や成年後見制度についての情報提供及び高齢者の権利擁護の支援を行います。

### (1) 虐待防止事業

現 状	高齢者に対する虐待の防止や早期発見のために関係機関との連携を図ったり、成年後見制度についての情報提供等、高齢者の権利擁護に関する事業を行っています。相談等に対応したり適切な機関を紹介したり、パンフレットや広報で啓発をしています。
課 題	今後も高齢者の増加と共に高齢者虐待の増加が考えられます。虐待の未然防止・早期発見のためにも、多くの関係機関と虐待につながりやすいリスクや初期対応等に関する研修を行い、連携を図っていく必要があります。また、虐待が疑われた時の避難場所や、虐待者の介護負担軽減につながる支援の充実も必要です。
方向性	関係機関と連携を図りながら、虐待の未然防止・早期発見に努めます。また、虐待者の介護負担軽減につながる支援を進めます。

### (2) 成年後見制度利用支援事業

現 状	判断能力が不十分で、身寄りのない重度の認知症の高齢者等が財産管理や介護保険サービスを受けるなどの場合に後見人（保佐人、補助人）の選任などを申し立てる成年後見制度について、その手続きの支援及び費用の助成をしています。
課 題	成年後見制度について周知が必要です。
方向性	エンディングノート「すぎかマイ・ノート」の活用講座や広報等を活用し周知を図ります。

### (3) 消費者被害防止の推進

現 状	高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺による被害が増加しています。警察等関係機関と連携し、見守りや啓発を行い被害防止に努めています。
課 題	被害に遭わないよう見守りや啓発が必要です。
方向性	関係機関と連携して、より一層の見守りや啓発を行います。

## 基本施策 その7 老人ホーム措置事業

身体上、精神上又は環境上の事情、並びに経済的な事情により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を行います。

### (1) 老人ホーム措置事業

現 状	養護老人ホームと特別養護老人ホームへ入所措置を行っています。
課 題	入所を必要とする対象者の把握が必要です。必要時にすみやかに入所できる体制が必要です。
方向性	関係機関と連携し入所対象者の把握と、すみやかに入所できる体制を整えるよう努めます。

第3節

基本目標3 介護予防と生活支援サービスの充実

基本施策 その1 生活支援の推進

高齢者が自立した生活を維持するために、公的な支援のほか地域の資源を活用した生活支援を行います。

(1) 「食」の自立支援事業

現 状	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、調理が困難な方等を対象に、自宅へ昼食・夕食を配食し、あわせて安否を確認しています。
課 題	栄養改善としての役割を検討する必要があります。
方向性	事業内容の検討を行い実施します。

(2) 高齢者住宅等安心確保事業

現 状	末広ハイツ（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、入居者の生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応を行っています。
課 題	生活援助員による相談・対応の充実の必要があります。
方向性	生活援助員と連携し相談・対応の充実を図ります。

(3) 福祉移送サービス事業

現 状	おおむね65歳以上で寝たきり又は車いす利用者で公共交通機関利用が困難な方を対象に、居宅から在宅福祉サービス提供場所、医療機関への送迎を行っています。
課 題	他の交通施策との調整・整合を図ることが必要です。
方向性	他の交通施策との調整・整合を図り継続実施します。

(4) 緊急通報システム事業

現 状	ひとり暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報装置の設置を行っています。
課 題	携帯電話等での利用の検討が必要です。
方向性	利用者の利便向上等の検討を行い継続実施します。

(5) 日常生活用具給付事業

現 状	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に火災警報器、自動消火器、電磁調理器の給付を行っています。
課 題	事業の周知が必要です。
方向性	広報等を活用し周知を図ります。

(6) 福祉利用券給付事業

現 状	要介護認定を受けた寝たきり及び認知症の方を対象に、福祉利用券（寝具クリーニング利用券、タクシー乗車利用券、おむつ購入利用券、理容・美容利用券）給付事業を行っています。
課 題	対象者の見直しの必要があります。
方向性	対象範囲・給付内容について検討し継続実施します。

(7) 福祉タクシー運行事業

現 状	寝たきり高齢者等の外出を支援するため、福祉タクシー車両の運行を行っています。
課 題	他の交通施策との調整・整合を図ることが必要になります。
方向性	他の交通施策との調整・整合を図り実施します。

(8) ひとり暮らし老人安心コール事業

現 状	ひとり暮らし高齢者を対象に、電話による安否確認とボランティアとの交流を図っています。
課 題	電話によるコミュニケーションが難しい方には他のサービス利用の検討が必要です。
方向性	継続実施し利用者の状況に応じて他のサービス利用を勧めます。

(9) 生活管理指導短期宿泊事業

現 状	要介護、要支援に該当しないおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、基本的な生活習慣等の指導が必要な方を対象に、一時的に預かり、宿泊による指導を行っています。
課 題	利用料について検討が必要です。
方向性	関係施設と利用料について検討し継続実施します。

(10) 買い物弱者の支援

現 状	市内を回っている移動販売業者へ、買い物弱者について情報提供を行っています。
課 題	買い物弱者に関する情報収集が必要です。
方向性	民生児童委員や関係事業者と連携し、地域の要望を反映できるよう情報収集・情報提供に努め継続実施します。

(11) 外出支援

現 状	すぎか市民バス、すぎか乗合タクシー等の利用を促進しています。
課 題	公共交通機関利用が困難な高齢者の移動手段を検討する必要があります。
方向性	多様な担い手による移動手段を検討します。

### 第3章 高齢者福祉施策の推進

#### (12) 「新・地域見守り安心ネットワーク」の整備

現 状	地区支部社会福祉協議会を中心に区役員、消防団、民生児童委員など関係機関と連携し、見守りを要する高齢者等の安全安心のため「新・地域見守り安心ネットワーク」を整備しています。
課 題	ネットワークの利用範囲が課題となっています。
方向性	利用範囲・利用方法を検討し継続実施します。

#### (13) 「見守り支援事業協力隊」の設置

現 状	新聞販売事業所、乳飲料宅配事業所、郵便事業所、電気事業所等の訪問事業所と連携し、高齢者宅で異変に気付いた時の通報や対応について体制を整備しています。
課 題	「見守り支援事業協力隊」に参加する事業所の拡大が必要です。
方向性	新たに「見守り支援事業協力隊」に参加する事業所の拡大に努めます。

#### (14) 生活支援体制の整備【新規】

地域で高齢者の日常生活を支えていくために、平成27年度から生活支援コーディネーターを置き、地域資源の発掘、生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化などを進めることにより、生活支援サービスの体制の整備を行います。

### 基本施策 その2 介護予防の推進

健康長寿を実現するためには、生活習慣病予防をはじめ心身の健康づくりと介護予防が重要です。介護予防は単に寝たきりなどの介護が必要な状態にならないよう予防するだけでなく、地域で介護予防の取り組みを継続できる環境づくりも大切です。農作業や家事等で日々の生活を活発に過ごすことや地域の社会活動等への参加を勧めていきます。また、介護が必要な状態になっても心身機能の維持・改善となるように支援を行います。

#### (1) 健康づくり

現 状	元気にいきいきと生活するために高齢者の心身の健康づくりに取り組んでいます。
課 題	高血圧、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防及び認知機能や運動機能の低下を予防するため、望ましい生活習慣の維持・改善を図るとともに、こころのケアの取組も重要です。
方向性	須崎市健康づくり計画に基づき、高齢者の健康づくりを進めます。

#### (2) 介護予防把握事業

現 状	二次予防事業対象者把握事業として基本チェックリストの郵送による配付回収を行い、把握した対象者に相談指導等を実施し、介護予防の取組へつなげています。
課 題	対象者把握のために、民生児童委員等の地域住民や医療機関をはじめとする関係機関との連携が必要です。
方向性	基本チェックリストの郵送による配付回収を平成26年度で廃止し、平成27年度からは更に関係機関との連携や相談体制の充実を図り、継続実施します。

(3) 通所型介護予防事業

現 状	二次予防事業の通所型介護予防事業として、運動器の機能向上及び認知機能低下予防等を目的に各種教室を実施しています。
課 題	教室終了後、高齢者自身が主体的に継続して介護予防に取り組める仕組みづくりが必要です。
方向性	平成27年度までは委託事業所と連携し継続実施します。平成28年度からは総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスとして要支援者等を対象に実施します。 高齢者自身が主体的に継続して介護予防に取り組める仕組みづくりを検討します。

(4) 訪問型介護予防事業

現 状	保健師・看護師等が家庭訪問し、相談指導等を実施しています。
課 題	相談指導内容により、管理栄養士や歯科衛生士、リハビリテーション専門職等、多職種による支援が必要です。
方向性	平成27年度までは継続実施し、平成28年度からは多職種による支援体制を充実し、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスとして要支援者等を対象に実施します。

(5) 介護予防普及啓発事業

現 状	各種健康講座・健康相談等を実施しています。
課 題	高齢者自身が主体的に介護予防に取り組める仕組みづくりが必要です。
方向性	平成27年度までは継続実施し、平成28年度からは総合事業の一般介護予防事業として実施します。

(6) 地域介護予防活動支援事業

現 状	介護予防を推進するボランティアを養成し活動を支援しています。
課 題	住民の主体的な介護予防の取り組みのため、介護予防サポーターの活動等を更に活性化していく必要があります。
方向性	平成27年度までは継続実施し、平成28年度からは総合事業の一般介護予防事業として須坂市社会福祉協議会と協働し実施します。

(7) 介護予防事業評価事業【新規】

介護予防事業が効果的かつ適切に実施しているか評価する必要があるため、総合事業の一般介護予防事業として平成28年度から事業評価します。

(8) 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

地域においてリハビリテーション専門職等による自立支援に資する取り組みを総合事業の一般介護予防事業として平成28年度から実施します。

## 第4節 基本目標4 介護保険事業の円滑な運営

### 基本施策 その1 円滑なサービスの提供

質の高い介護保険サービスの提供や介護保険サービスの適正利用を推進するため、事業所への指導をはじめ介護相談員の派遣事業等を実施します。

#### (1) 介護給付費適正化事業

##### ① 認定調査の適正化

現 状	専任の職員配置をして認定調査結果の適正を図っています。
課 題	迅速な認定をするために認定調査員の確保をはじめ、関係機関との連携が必要です。
方向性	認定調査員の研修を充実し、迅速で適正な認定事務を継続して実施します。

##### ② ケアプランの適正化

現 状	増え続ける介護給付費を必要最小限のものとするため、各事業所に対してのケアプランチェック等により、サービス内容の適正化を図っています。
課 題	きめ細やかな給付及びケアプラン内容の適正化のため継続した指導が必要です。
方向性	各事業所に対し、給付とケアプランの適正化指導を継続して実施します。

#### (2) 介護相談員派遣事業

現 状	サービスの質の向上を図るため、介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の声を聞き取り、サービス事業者との調整を行っています。
課 題	介護相談員が訪問する施設を増やすことが必要です。
方向性	訪問施設の増加を図りながら、継続実施します。

#### (3) 介護老人福祉施設等の整備

現 状	平成26年5月に地域密着型特別養護老人ホームが開所し、市内では4施設の特別養護老人ホームが運営されています。
課 題	平成26年3月末現在、在宅での介護で特別養護老人ホームへの入所を希望されている方が64人となっており、依然として待機者がいます。
方向性	本計画期間中に地域密着型特別養護老人ホーム1施設（定員29人）を整備します。

### 基本施策 その2 居宅サービスの提供

介護が必要な高齢者が、住み慣れた居宅で介護を受ける場合に提供されるサービスで、以下のサービスの提供を行います。

#### (1) 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身体介護、調理や買い物、洗濯や掃除などの生活援助、通院の乗降介助などを行います。

(2) 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

(3) 訪問看護

看護師等による健康状態の観察、療養生活の援助、リハビリテーションを行います。

(4) 訪問リハビリテーション

機能回復訓練の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。

(5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

(6) 通所介護

日帰りで食事や入浴などのサービスを行います。

(7) 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などを行います。

(8) 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を行います。

(9) 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を行います。

(10) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームなどにおいて、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。

(11) 福祉用具貸与

車いすや特殊寝台、歩行器や杖などの福祉用具を貸し出します。

(12) 特定福祉用具販売

腰掛便座や入浴補助用具などを購入した場合、福祉用具の購入費を支給します。

(13) 住宅改修

手すり設置や段差解消などの小規模な住宅改修をした際、改修費用を支給します。

### 第3章 高齢者福祉施策の推進

#### (14) 居宅介護支援

ケアマネジャーが本人や家族と相談してケアプランを作成するほか、サービス提供事業者と調整をして利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援します。

#### 基本施策 その3 地域密着型サービスの提供

地域密着型サービスは、各市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、地域包括ケアの推進の中心として整備を進めていきます。

須坂市では第五期介護保険事業計画期間に「地域密着型特別養護老人ホーム」1施設を開設しましたが、今後の高齢者人口の増加を考慮する中で、第六期介護保険事業計画の中間年に当たる平成28年度に「地域密着型特別養護老人ホーム」の開所を見込みます。

##### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型と随時の対応を行うサービスです。

現在、市内にはサービス提供事業所はありませんが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

##### (2) 夜間対応型訪問介護

居宅要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問と通報により、居宅において介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

現在、市内にはサービス提供事業所はありませんが、良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

##### (3) 認知症対応型通所介護（認知症高齢者専用デイサービス）

居宅要介護者の認知症高齢者が、日帰りの介護施設に通い、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

現在、市内に1施設（定員12人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでした。良質なサービス提供事業者の誘導に努めます。

##### (4) 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、居宅要介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。

現在、市内に2施設（定員50人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでした。計画期間中の状況によって、次期以降の計画策定の課題とします。

(5) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の方がグループホームにおいて、介護や日常生活上の支援、機能訓練を行うサービスです。

現在、市内に5施設（定員63人）が整備されています。

本計画での当該サービスの新規施設は見込みませんでした。計画期間中の状況によって、次期以降の計画策定の課題とします。

(6) 地域密着型特定施設入所者生活介護（定員30人未満の介護専用型特定施設）

入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウス入居者に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排せつなどの介助や日常生活の介助、機能訓練などのサービスを提供します。

現在、対応施設は市内にありません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養・定員30人未満）

介護老人福祉施設で定員が29人以下である場合に該当します。居宅での介護が困難な方が入所して、食事や入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練などのサービスを提供します。

現在、市内に1施設（定員29人）が整備されています。

今後の特養待機者の推移を勘案し、必要量を確保するために、本計画期間中に1施設（定員29人）を整備します。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、看護師などによる療養上の世話や診療の補助のサービスを受けられます。

本計画での当該サービスは見込みませんでした。今後の事業者参入の意向等を考慮するなかで整備の誘導を図ります。

(9) 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行されます。【平成28年4月施行】

#### 基本施策 その4 施設サービスの提供

在宅での介護が困難になった場合に施設への入所により提供されるサービスで、以下のサービスの提供を行います。

(1) 介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅では介護できない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けることができます。

### 第3章 高齢者福祉施策の推進

#### (2) 介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションを受けることができます。

#### (3) 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わり、症状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設で、介護等の世話、機能訓練、その他必要な医療を受けることができます。

#### 高齢者福祉施策の指標

指 標	平成25年度実績	平成29年度目標
基本目標1 生きがいづくりと社会参加の促進		
老人福祉センター年間利用者数	55,136人	61,000人
シルバー人材センター・老人クラブ会員数	3,105人	3,500人
基本目標2 安心して暮らせる環境整備		
高齢者住宅改良促進事業年間助成件数	4件	5件
認知症サポーター累積養成人数	4,478人	7,800人
家族介護教室年間参加人数	294人	300人
認知症地域支援推進員の設置	無	有
すぎかマイ・ノート活用講座累積参加者数	672人	1,400人
基本目標3 介護予防と生活支援サービス		
緊急通報システム利用者数	289人	330人
見守り支援事業協力隊参加事業者数	13事業者	18事業者
生活支援コーディネーターの設置	無	有
元気高齢者数	12,843人	13,600人
介護予防サポーター累積養成人数	210人	300人
地域リハビリテーション活動支援事業の実施	無	有